

周南市測量・建設コンサルタント等業務委託成績評定要領

令和5年4月制定

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託(以下、「業務委託」という。)の成績評定(以下、「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる業務委託(契約金額が100万円以上のものに限る。)は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 設計業務
- (2) 調査業務及び計画業務
- (3) 測量業務、地質・土質調査業務
- (4) 工事管理等業務、積算技術等業務
- (5) 用地調査等業務
- (6) 建築設計業務

2 評定は、業務委託の目的により、次に掲げる業務に分類して行う。

- (1) 設計業務(「概略設計・予備設計」、「詳細設計」)
- (2) 調査業務・計画業務
- (3) 測量業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 単純調査業務(周南市業務委託成績評定考査基準(土木工事関係業務)による。)
- (6) 工事管理等業務
- (7) 積算技術等業務
- (8) 用地調査等業務

(9) 建築設計業務

(評定の内容)

第3条 評定は、業務委託の実施状況及び目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者(以下、「評定者」という。)は、検査職員及び監督職員とする。

2 検査職員とは、周南市測量・建設コンサルタント等業務委託技術検査実施規程第4条の定めにより任命され、検査を行う職員とする。

3 監督職員とは、周南市測量・建設コンサルタント等業務委託監督規程第3条の定めにより配置され、当該業務委託の監督を行う職員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、業務委託ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、別に定める「業務委託成績評定表」(以下「評定表」という。)により行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 監督職員は、業務委託の完成後速やかに、評定表に基づき、「業務委託成績評定表」又は「建築設計等委託業務成績評定表」を作成し、検査職員に提出するものとする。

2 検査職員は、業務委託の完成検査を完了したときは、当該業務委託に係る評定の結果をとりまとめて「業務委託成績評定表」又は「建築設計等委託業務成績評定表」を完成し、監督職員へ報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 監督職員は、前条第2項の報告を受けて、遅滞なく、当該業務委託の受注者に

対して、評定の結果を、別記第1号様式により別表「項目別評定点」又は別表「業務評定点（総合点）の内訳（項目別評定点）」とともに通知するものとする。

（評定の修正）

第8条 検査職員は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 監督職員は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を別記第1号様式により、当該業務委託の受注者へ通知するものとする。

（説明請求等）

第9条 検査職員は、第7条又は第8条第2項の規定により通知を受けた者から、評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

2 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から14日（周南市の休日定める条例（平成15年条例第2号）第1条に規定する休日（以下、「市の休日」という）を含む。）以内に、書面により、検査職員に対して評定の内容について説明を求めることができる。

3 検査職員は、前項の規定により説明を求められたときは、別記第2号様式により回答するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。